

令和7年6月13日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会総務委員会委員長 田 中 徹

印

総 務 委 員 会 報 告 書

令和7年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
7.4.4	正・副委員長の互選について	
自7.4.15 至7.4.17	本庁の業務概要について	
7.5.8	出先機関等の業務概要について	四 万 十 町 方 面
7.5.9	〃	高知・日高・いの方面
7.5.13	〃	香美・南国・高知方面
7.5.15	〃	津野・須崎・高知方面
7.5.16	〃	香 南 ・ 安 芸 方 面
7.5.19	〃	大豊・本山・高知方面
自7.5.20 至7.5.21	〃	幡 多 方 面
7.5.30	〃	高 知 ・ 南 国 方 面
7.6.2	〃	高 知 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和7年6月13日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 下 村 勝 幸

印

危機管理文化厚生委員会報告書

令和7年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
7.4.4	正・副委員長の互選について	
自7.4.15 至7.4.17	本庁の業務概要について	
7.5.8	出先機関等の業務概要について	南国・香美方面
7.5.9	〃	高 知 方 面
7.5.13	〃	須 崎 ・ 高 知 方 面
7.5.14	〃	いの・佐川・越知方面
7.5.15	〃	高 知 方 面
7.5.20	〃	高 知 方 面
7.5.21	〃	南国・安芸方面
自7.5.29 至7.5.30	〃	幡 多 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和7年6月13日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 武 石 利 彦

印

商 工 農 林 水 産 委 員 会 報 告 書

令和7年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
7.4.4	正・副委員長の互選について	
自7.4.15 至7.4.17	本庁の業務概要について	
7.5.8	出先機関等の業務概要について	香 美 方 面
7.5.9	〃	須崎・土佐市・いの方面
7.5.14	〃	本山・土佐町・南国・高知方面
自7.5.15 至7.5.16	〃	幡 多 方 面
7.5.20	〃	安 芸 ・ 室 戸 方 面
7.5.21	〃	高 知 方 面
7.5.28	〃	いの・佐川・日高方面
7.5.29	〃	四万十町・須崎方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和7年6月13日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 西 内 隆 純

印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

令和7年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
7.4.4	正・副委員長の互選について	
自7.4.15 至7.4.17	本庁の業務概要について	
自7.5.8 至7.5.9	出先機関等の業務概要について	幡 多 方 面
7.5.13	〃	室 戸 方 面
7.5.15	〃	高 知 方 面
7.5.16	〃	須 崎 ・ 高 知 方 面
7.5.21	〃	本 山 ・ 土 佐 町 方 面
7.5.26	〃	南 国 ・ 香 美 方 面
7.5.28	〃	安 芸 ・ 香 南 方 面
7.5.30	〃	いの・佐川・日高方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和7年6月13日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会議会運営委員会委員長 金 岡 佳 時

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

令和7年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
7. 4. 4	(1) 委員長の互選について (2) 副委員長の互選について (3) 委員席の指定について (4) 本会議の運営等に関する申合せ事項について (5) 前期議会運営委員会からの引継事項について (6) その他	
7. 5. 27	(1) 議員派遣について (2) その他	
7. 6. 6	(1) 6月定例会の日程及び運営について (2) 議員派遣について (3) その他	
7. 6. 13	(1) 知事提出予定議案の追加について (2) 議員派遣について (3) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意 見 書 に 関 す る 結 果 に つ い て
(令和 7 年 2 月定例会における議決に関するもの)

1 公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書

令和 7 年 4 月 9 日に、第 606 回中央社会保険医療協議会総会が開催され、令和 8 年度診療報酬改定に向けたスケジュール案が示された。次期改定において、物価、賃金あるいは医療機関の経営の状況に対応するため、まずは 6 月頃から夏頃まで医療機関を取り巻く状況や医療提供体制に関する議論を行い、10 月以降に個別の診療報酬改定に向けた各論の議論が予定されている。

また、現在国において、足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保することを目的に、令和 6 年度補正予算に計上された約 1,300 億円の医療施設等経営強化緊急支援事業が令和 7 年度に繰り越され実施されている。

2 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

国においては、性犯罪の再犯防止について、再犯防止プログラム等を受ける意義についての啓発や、当事者の住所等を把握する仕組みづくり、自治体における再犯防止に係る人材の育成等、課題として認識しているものの、具体的な動きはない。

3 米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書

備蓄米放出が効果的に活用されるよう追跡調査をするとともに、今回の米不足の原因を究明することについては、放出された備蓄米の流通経路や販売量、備蓄米を含む米全体の店頭販売価格等の調査を行い、公表している。今回の米不足の原因については、令和 7 年 3 月 31 日に公表された令和 6 年産の流通状況に係る調査において、生産量は 18 万トン増加したものの、生産者から消費者までの流通の各段階で在庫として存在する可能性があると考えられている。

米の生産量は、安定供給を見通した方針とするとともに、価格安定に努めることについては、令和 7 年 4 月 11 日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の中で、米の需給と価格の安定に向けて、水田政策を令和 9 年度から根本的に見直すこととしている。具体的には、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進することとしている。

供給過多になった場合は、一定の条件の下、子ども食堂、フードバンクなど市場外での活用ルートを拡充することについては、ごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組の下、食育の一環として実施されている。しかしながら、供給過多になった場合の市場外での活用ルートの拡充については、現時点で具体的な動きはない。

米粉活用や世界的な日本食ブームを追い風にした輸出拡大など需要拡大をさらに強化することについては、令和7年4月11日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に米及び米加工品の2030年輸出額の目標を922億円と明記（2024年実績136億円）し、輸出拡大に取り組むこととしている。

気候危機対策、生物多様性の保全が喫緊の課題となる下で、水田をはじめ農業の多面的価値をこれまで以上に重視し、政策に反映させることについては、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための「日本型直接支払」では、令和7年度当初予算において、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動の支援に813億円（前年度比40億円増）が計上されている。

有機農業の一層の推進策を強化することについては、日本型直接支払のうち環境保全型農業直接支払交付金の令和7年度予算は対前年比1.6億円の増額となっており、有機農業に取り組む場合の交付金が10アール当たり1.2万円から1.4万円に引き上げられた。また、みどりの食料システム戦略推進総合対策においては、令和7年度当初予算と令和6年度補正予算の合計で10.8億円の増額となっており、産地が消費地と連携して取り組む消費拡大の取組が追加されるなど、事業内容が強化されている。

肥料、燃料、農業資材の高騰に対する補助を強化することについて、肥料は、肥料の国産化に向けて、堆肥の高品質化、肥料の製造施設の整備や散布機の導入等を支援する国内肥料資源利用拡大対策事業を実施しており、令和7年度当初予算と令和6年度補正予算の合計で64億円が計上されている。燃料は、令和7年5月22日から燃料油価格定額引下げ措置が実施されている。各油種の補助額は、ガソリン・軽油で1リットル当たり10円、灯油・重油で1リットル当たり5円となっている。なお、ガソリン・軽油については1リットル当たり10円に達するまで段階的に補助額を増やすこととしている。農薬等の農業資材は高騰対策としての支援策は講じられていないが、農業機械は産地生産基盤パワーアップ事業で導入への支援が実施されている。

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県知事 濱 田 省 司

印

議案の提出について

令和 7 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 7 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 地方自治法第 203 条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの指定管理者の指定に関する議案
- 第 14 号 令和 7 年度高知県一般会計補正予算
- 報第 1 号 令和 6 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

7 高 人 職 第 71 号
令和 7 年 6 月 13 日

高知県議会議長 三石 文隆 様

高知県人事委員会委員長 門田 純一

印

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について（回答）

令和 7 年 6 月 13 日付け 7 高議議第 53 号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、法律の改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断します。

記

- | | |
|-------|--|
| 第 3 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に係る部分に限る。） |
| 第 4 号 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案 |

議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 2 号	地方自治法第203条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 3 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 4 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 5 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 6 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 7 号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 8 号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 12 号	警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案		
第 14 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
報第 1 号	令和 6 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告		
報第 2 号	高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備	考
第 1 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）				
第 3 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）				
第 9 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案				
第 14 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）				

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備	考
第 1 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）				
第 10 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案				
第 14 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）				

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備	考
第 1 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）				
第 11 号	高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例議案				
第 13 号	高知県立県民体育館多目的グラウンド及びびデニスコートの指定管理者の指定に関する議案				

7 高財政第 148 号
令和 7 年 6 月 27 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県知事 濱 田 省 司

印

議案の追加提出について

令和 7 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 15 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案

第 16 号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案

議発第1号

議案の提出について

令和7年6月高知県議会定例会に、議員を派遣することについて議会の決定を求める議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月27日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

提出者 高知県議会議員 金 岡 佳 時

同 田 所 裕 介

同 戸 田 宗 崇

同 土 居 央

同 弘 田 兼 一

同 明 神 健 夫

同 畠 中 拓 馬

同 寺 内 憲 資

同 細 木 良

同 岡 田 芳 秀

別紙

議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

次のとおり議員を派遣することについて、高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）第126条の規定により、議会の決定を求める。

1 アルゼンチン県人会創立55周年及びパラグアイ・ピラポ入植65周年記念訪問事業への派遣

- (1) 目 的 アルゼンチン県人会創立55周年及びパラグアイ・ピラポ入植65周年記念訪問事業各種行事参加
- (2) 派遣場所 アルゼンチン、パラグアイ
- (3) 派遣日 令和7年7月31日から8月8日までの間
- (4) 派遣議員 下村勝幸議員、畠中拓馬議員の2名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

2 女性議員研究交流大会への派遣

- (1) 目 的 地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深める。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣日 令和7年8月26日
- (4) 派遣議員 槇尾絢子議員、西森美和議員の2名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

3 計画の変更

派遣議員の事故、派遣先の都合や交通事情等により計画の変更を要する場合、その決定は議長が行う。

議発第2号

意見書議案の提出について

令和7年6月高知県議会定例会に「地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月27日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者 高知県議会議員 下村勝幸

同 竹内健造

同 榎尾絢子

同 横山文人

同 明神健夫

同 樋口秀洋

同 橋本敏男

同 はた 愛

同 岡田芳秀

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金推進事業は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、保守費用や通信費などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、国におかれては、次の措置を行うよう強く要望する。

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

内閣総理大臣	}	様
総務大臣		
財務大臣		
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)		

議発第 3 号

意見書議案の提出について

令和 7 年 6 月高知県議会定例会に「納税者の理解が得られる私立高校授業料無償化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 27 日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

提出者 高知県議会議員 弘 田 兼 一

同 明 神 健 夫

同 土 居 央

納税者の理解が得られる私立高校授業料無償化を求める意見書

自民・公明・日本維新の会の3党合意に基づく私立高校等の授業料無償化について、無条件に全ての外国人を対象としないよう強く求める。

3党合意では、高等学校等就学支援金に関して、令和7年度から収入要件を撤廃するとともに、令和8年度には、支給上限額を大幅に引き上げる本格実施に向けて、支援対象者の範囲の考え方についても、十分な検討を行うこととされている。

外国人については、現行制度でも既に、私立高校等をはじめ国内の外国人学校やインターナショナルスクールに通う外国人も要件を満たせば、高等学校等就学支援金制度の下、公費による支援を受けているが、無償化とは国民による税負担化にほかならないのであり、その実施には、納税者である国民の理解と共感が前提でなければならない。

外国人について今後、所得制限を撤廃し、かつ、支援額も増額して、無条件に無償化の対象にすることは、納税のない外国人にも、日本国民の血税により無償で教育を提供することになりかねない。

国として、日本人の子供が海外の私立学校に通う費用の支援は限定的であるにもかかわらず、外国人の高校生は日本に来れば無償で教育を受けられるという制度設計は、到底、負担を引き受ける納税者の理解が得られないものと考ええる。

よって、国におかれては、次の事項につき実現されるよう強く求める。

- 1 今後、私立高等学校等授業料無償化の詳細な制度設計に当たっては、現行の高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正も含めて慎重に検討し、無条件に全ての外国人を授業料無償化の対象としないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆 議 院 議 長	}	様
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
文 部 科 学 大 臣		

議発第4号

意見書議案の提出について

令和7年6月高知県議会定例会に「納得のできる米の価格及び米の安定供給を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月27日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者 高知県議会議員 西森美和

同 寺内憲資

同 西森雅和

同 土居央

同 畠中拓馬

同 依光美代子

同 武石利彦

同 樋口秀洋

納得のできる米の価格及び米の安定供給を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の2倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫している。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加により、米の需要が急増したこと、さらには集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われている。

そのような状況の中、政府は、本年2月、流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定した。4月までに3回に分けて計31万トンの入札を実施し、5月からは随意契約による売渡しを開始している。

しかしながら、米の価格はいまだ高値で推移している。

よって、国におかれては、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 備蓄米の活用や流通の円滑化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格に努めること。
- 2 今後の、米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

内閣総理大臣 }
農林水産大臣 } 様

議発第5号

意見書議案の提出について

令和7年6月高知県議会定例会に「消費税の減税を含む物価高騰対策の実施を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月27日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者 高知県議会議員 塚地佐智

同 はた愛

同 細木良

同 岡田芳秀

同 岡本和也

同 中根佐知

消費税の減税を含む物価高騰対策の実施を求める意見書

物価高騰の中、全ての主要野党また一部与党内からも、何らかの消費税の減税を求める声が上がり、衆参の国会の過半数を占める大きな要求となっている。

労働者の賃金が物価高騰に追いつかず、長期の実質マイナスが続いている現状の中、消費税の減税は、消費を下支えし、住民の生活を守る最善の選択肢と言える。各種世論調査においても、7割超が消費税減税を求めており、税率維持を求める声は2割程度と、住民の願いも明確に示されている。一方で、政府与党が表明した1人当たり2万円の現金給付に対しては、反対する意見が過半数に達する世論となっており、一過性ではない抜本的な物価高騰対策が求められている。

よって、国におかれては、各政党等から提案されている財源確保策等を検証の上、緊急の施策として消費税の減税を含む物価高騰対策に踏み出すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆 議 院 議 長	}	様
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
財 務 大 臣		
内 閣 官 房 長 官		
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）		

議発第6号

意見書議案の提出について

令和7年6月高知県議会定例会に「日本学術会議の独立性と自主性を保障することを求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月27日

高知県議会議長 三石文隆 様

提出者 高知県議会議員 塚地佐智

同 はた 愛

同 細木 良

同 岡田 芳秀

同 岡本 和也

同 中根 佐知

同 岡田 竜平

同 田所 裕介

同 橋本 敏男

同 坂本 茂雄

日本学術会議の独立性と自主性を保障することを求める意見書

我が国のナショナル・アカデミーである日本学術会議を国の特別機関から特殊法人へ移行させる法律（以下「新法」という。）が、同会議の独立性と自主性を脅かす懸念が強く残る中で成立した。

新法では、政府による管理の仕組みとして、業務監査に当たる監事、意見を述べる評価委員は首相の任命とされ、新組織発足時の会員決定の際にも、選考に当たる委員会の人選に、首相が指名する有識者が加わる仕組みとなっている。また、会員の解任に際して、内閣が「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す」場合が想定されると答弁したことは、思想・信条の自由を明白に侵害するものである。これらは、担保されるべきナショナル・アカデミーの独立性を毀損し、憲法に定める学問の自由を脅かす暴挙である。

新法の成立によって廃止される、これまでの日本学術会議法の前文には、戦前、学問が侵略戦争推進へ加担した痛苦の反省から、日本学術会議が「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」することをうたっている。新法では、この前文が削除されており、その狙いは、防衛費の大幅増を背景に、科学者の総意の下に運営されてきた日本学術会議の自律性を否定し、学問を軍事研究に動員するものであると厳しく批判せざるを得ない。

新法の成立に際し、日本学術会議の歴代会長6氏が声明を出し、科学者コミュニティと多様な市民からの批判に応答することなく新法を成立させた政府与党を批判し、「学問の自由の保障、日本学術会議の独立性と自主性の尊重と擁護」を要請している。

よって、国におかれては、真に学問の自由を担保するため、新法の改正を含め、日本学術会議の独立性と自主性を保障する抜本的な措置を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 } 様

令和7年6月27日

高知県議会議長 三 石 文 隆 様

高知県議会 総務委員会委員長 田 中 徹

印

同 危機管理文化厚生委員会委員長 下 村 勝 幸

印

同 商工農林水産委員会委員長 武 石 利 彦

印

同 産業振興土木委員会委員長 西 内 隆 純

印

同 議会運営委員会委員長 金 岡 佳 時

印

継 続 審 査 調 査 の 申 出 書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総 務 委 員 会

- 1 県行政の総合的な企画調整に関すること。
- 2 人口減少対策及び中山間対策の総合的な企画調整に関すること。
- 3 広報広聴に関すること。
- 4 デジタル化の推進に関すること。
- 5 公共交通その他運輸に関すること。
- 6 県の行政一般に関すること。
- 7 職員に関すること。
- 8 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関すること。
- 9 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- 10 学校教育及び社会教育に関すること。
- 11 公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 12 会計事務に関すること。

危機管理文化厚生委員会

- 1 県の危機管理の総合的な調整に関すること。
- 2 消防及び防災に関すること。
- 3 産業の保安に関すること。
- 4 健康及び保健衛生に関すること。
- 5 社会福祉に関すること。
- 6 社会保障に関すること。
- 7 次世代育成に関すること。
- 8 男女共同参画に関すること。
- 9 文化振興に関すること。
- 10 国際交流に関すること。
- 11 私立学校及び大学に関すること。
- 12 消費生活、交通安全その他の県民生活に関すること。
- 13 文化財の保護に関すること。
- 14 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 15 病院事業の運営に関すること。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 農業に関すること。
- 6 主要食糧の需給調整に関すること。
- 7 林業及び森林に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 循環型社会の推進に関すること。
- 10 水産業に関すること。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興の総合的な企画調整に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 統計に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 スポーツ振興に関すること。
- 6 道路及び河川に関すること。
- 7 都市計画に関すること。
- 8 住宅及び建築に関すること。
- 9 港湾その他土木に関すること。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

委員会審査結果一覧表

議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第1号	令和7年度高知県一般会計補正予算	総務委員会 危機管理文化厚生委員会 商工農林水産委員会 産業振興土木委員会	原案可決 " " "	全会一致 " " "
第14号	令和7年度高知県一般会計補正予算	総務委員会 危機管理文化厚生委員会 商工農林水産委員会	原案可決 " "	全会一致 " "
第2号	地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	原案可決	全会一致
第3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	"	"
第4号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	総務委員会	"	"
第5号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	"	"
第6号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	"	"
第7号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	"	"
第8号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	"	"
第9号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	"	"
第10号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	"	"
第11号	高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	"	"
第12号	警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	"	"
第13号	高知県立県民体育館多目的グラウンド及びデニスコートの指定管理者の	産業振興土木委員会	"	"

報第 1 号 報第 2 号	指定に関する議案						承 認	全会一致 "
		総務	委員	委員	委員	総務		
	令和 6 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告							
	高知県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告							

令和 7 年 6 月高知県議会定例会議決一覧表

議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 1 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算	原案可決	7. 6. 27
第 2 号	地方自治法第203条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 3 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 4 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 5 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 6 号	高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 7 号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 8 号	高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 9 号	高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 10 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 11 号	高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 12 号	警察官等支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 13 号	高知県立県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの指定管理者の指定に関する議案	〃	〃
第 14 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算	〃	〃
第 15 号	高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案	同 意	〃
第 16 号	高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案	〃	〃
報第 1 号	令和 6 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	承 認	〃
報第 2 号	高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告	〃	〃
議発 第 1 号	議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	原案可決	〃
議発 第 2 号	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 3 号	納税者の理解が得られる私立高校授業料無償化を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 4 号	納得のできる米の価格及び米の安定供給を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 5 号	消費税の減税を含む物価高騰対策の実施を求める意見書議案	否 決	〃
議発 第 6 号	日本学術会議の独立性と自主性を保障することを求める意見書議案	〃	〃